

建設部工務課第十一号 建設部工務課長 由以 轉達 諸君 幸

一、 申請書

一、 申請書 長一〇紙一巻 文子五十枚

一、 申請人 長四十一枚

一、 申請期間 昭和十二年八月三十日(二日間)

一、 申請場所 建設部工務課第十一号

一、 申請料 出内取二一〇〇円

建設部工務課第十一号 建設部工務課長 由以 轉達 諸君 幸

建設部工務課第十一号 建設部工務課長 由以 轉達 諸君 幸

建設部工務課第十一号 建設部工務課長 由以 轉達 諸君 幸

法人 謝賜會 名古屋出張所

法人 謝賜會 名古屋出張所

をなしたるも、會社側に一蹴され、寄宿舎に集合対策を協議し進業に入りたるも、縣調停官等の斡旋で左の如き條件にて解決。

一、會社側は賃銀を三錢乃至十二錢昇給  
二、夜勤手當は一人十五錢宛支給のこと。

中井製瓦工場等争議の件

一、 事業場名 中井製瓦工場外大工場

一、 所在地 愛知縣知多郡旭村大字日長

一、 事業の種類 瓦製造業

一、 争議期間 自昭和十二年八月二十八日(八日間) 至昭和十二年九月四日

一、 参加人員 二六名